

財 理 第 1761 号
平成 19 年 4 月 24 日

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

財 務 省 理 財 局 長 丹 呉 泰 健

平成 19 年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和 49 年 7 月 20 日蔵理第 2712 号）
第 3 章第 2 節第 1 に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9 月及び 3 月貸付分については、9 月 1 日及び 3 月 1 日
- (2) (1) 以外の貸付分については、9 月 25 日及び 3 月 25 日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1) 及び (2) の規定にかかわらず 9 月 1 日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 償還期限及び据置期間については、別表「平成 19 年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）のとおりとする。
なお、上記については上限を定めるものであり、そのうち償還期限については、地方財政法第 5 条の 2 の規定等に基づき、個別具体的な施設の耐用年数の範囲内とする旨に留意されたい。
- (2) 基準年数表に定めのないものについては、別途定めることとする。
- (3) 基準年数表の償還期限及び据置期間は、資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

1. 普通地方長期資金

事業及び施設			償還期限(うち据置期間)			
大区分	中区分	小区分	細区分		共通	
1 一般公共事業	(1) 港湾事業 (2) 河川事業 (3) 海岸事業 (4) 農業農村整備事業 (5) 空港整備事業 (6) 都市計画事業 (7) 各種災害関連事業 (8) 鉱害復旧事業 (9) 旧産炭地域暫定就労事業及び特定地域開発就労事業 (10) 奄美群島振興開発事業 (11) 小笠原諸島振興開発事業 (12) 治山事業 (13) 治水事業 (14) 林道事業 (15) 水産基盤整備事業 (16) 砂防事業 (17) 道路事業 (18) 都市公園事業		20(3)	農業農村整備、農業用施設及び林道 15(3)	自動車、機械器具、 ばい煙防止設備等 5(1) 消火設備、排煙設備、 災害報知設備等 8(2) 冷暖房設備、その他 の付帯設備等 10(2) 船舶 15(3) [辺地・過疎対策事業を除く]	
			20(3)			
			20(3)			
			10(2)			
			20(3)			
			20(3)			
			20(3)			
			15(3)			
			15(3)			
			20(3)			
			20(3)			
			20(3)			
			20(3)			
			10(2)			
			20(3)			
			20(3)			
			15(3)			
			20(3)			
2 公営住宅建設事業	(1) アイヌ住宅資金等貸付事業	アイヌ住宅新築資金貸付金 アイヌ宅地取得資金貸付金 アイヌ住宅改修資金貸付金	25(3)			
			25(3)			
	(2) 上記以外の事業		15(3)			
3 災害復旧事業	(1) 公共土木施設等小災害復旧事業(過年分) (2) " (現年分) (3) 補助災害復旧事業 (4) 一般単独災害復旧事業 (5) 直轄災害復旧事業 (6) 公営企業災害復旧事業 (7) 火災復旧事業		9(2)	建設される施設を本表により分類した場合 に属することとなる施設(事業)の年数		
			10(2)			
			10(2)			
			10(2)			
			10(2)			
			10(2)			
			10(2)			
4 教育・福祉施設等整備事業	(1) 学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校施設 高等学校等施設 幼稚園等及びその他の学校施設 社会体育施設	25(3)	プール及び給食施設 20(3) 大規模改造事業のうち老朽施設改造 工事及び耐震補強工事 25(3) 上記以外の大規模改造事業 15(3)		
			25(3)			格技場、プール、産業教育振興施設 図書館 20(3)
			20(3)			} 体育施設用夜間照明施設及び屋外 運動場(排水その他の土工施設を 有しない簡易なもの) 15(3)
			20(3)			

事業及び施設			償還期限(うち据置期間)		
大区分	中区分	小区分	細区分		共通
5 一般単独事業	(1) 臨時河川等整備事業 (2) 臨時地方道整備事業		20(3) 15(3)		自動車、機械器具、 ばい煙防止設備等 5(1) 消火設備、排煙設 備、災害報知設備 等 8(2) 冷暖房設備、その 他の付帯設備等 10(2) 船舶 15(3) [辺地・過疎対策事 業を除く]
6 辺地及び 過疎対策事業	(1) 辺地対策事業 (2) 過疎対策事業		10(2) 12(3)		
7 水道事業			30(5)		
8 工業用水道事業			28(5)		
9 交通事業	(1) 都市高速鉄道事業 (2) 一般交通事業	乗合自動車(貸切用を含む) 電車 その他	30(5) 5(1) 10(2) 20(5)	利率見直し方式によるもの13(3)	
10 電気事業 ・ガス事業	(1) 電気事業 (2) ガス事業	河川総合開発関連発電 スーパーごみ発電・ごみ固形燃料発電等 その他廃棄物発電等	30(5) 15(3) 15(3) 25(5)	利率見直し方式によるもの20(3)	
11 港湾整備事業		埠頭用地 上屋 貯木場 荷役機械 引船	20(5) 20(3) 20(3) 15(3) 15(3)	利率見直し方式によるもの30(5) 利率見直し方式によるもの25(3)	
12 病院事業		医療・看護用機械器具 職員宿舎 病院、診療所及び看護師宿舎	5(1) 25(3) 30(5)		
13 介護サービス 施設整備事業		訪問看護ステーション 介護老人保健施設 その他	30(5) 30(5) 20(3)		
14 市場事業 ・と畜場事業	(1) 市場事業 (2) と畜場事業		25(5) 20(5)		
15 下水道事業			30(5)		
16 臨時財政対策債			20(3)		

- (注) 1. 本表の基準年数は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り等の施設を標準として定めたものであって、木造等の耐久度の低い施設の償還期限については本表から5年を減ずる(辺地・過疎対策事業を除く。)
2. 貸付予定額を決定した一件において、一つの小区分に属する施設は原則として一括して貸し付ける。
3. 該当する施設につき異なる償還期限が混在する場合は、すべての施設に対し主たる施設の償還期限を適用する。ただし、主たる施設の償還期限を適用することが不合理であると認めるときは、同じ償還期限の施設ごとに分割して貸し付け、又は加重平均した年数(1年未満の端数は切り上げる。)を適用する。
4. 一つの大区分において二つ以上の施設を棟として建築する建物については、主たる施設の償還期限を適用することができる。用地については、当該用地上に建設される施設の償還期限を適用する。
5. 基準年数表の、4 教育・福祉施設等整備事業(4)一般補助施設整備等事業 其他事業の出資金・貸付金・負担金のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。
6. 臨時財政対策債については、10年毎利率見直し方式または5年毎利率見直し方式で貸付けることとする。
7. 平成18年度において運用するものとしているもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条の規定において、平成19年度に運用するものについては、引き続き、当該貸付に運用する。その際、上記年数表に該当するものがない場合は、平成18年度の融通条件に従い運用する。

2. 普通地方特別資金

事業及び施設			償還期限(うち据置期間)		
大区分	中区分	小区分		細区分	共通
1 災害復旧	(1) 農地等小災害復旧事業(過年分)		3(1)		
	(2) " (現年分)		4(1)		
	(3) 災害対策基本法第102条に規定する歳入 欠かん等債		4(1)		